

保護者 様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書の提出について

群馬県医師会
群馬県教育委員会

新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」上の位置づけが本年5月8日から5類感染症に変更されたことを踏まえ、「保育所における感染症対策ガイドライン」における新型コロナウイルス感染症の「登園のめやす」が改訂されました。

このことを受け、群馬県では、新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した在園児が登園を再開する際は、新型コロナウイルス感染症における療養報告書を園へ提出してください。

なお、今後、療養報告書の扱いが変更される場合は、追って通知いたします。

新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した際の対応・手順

【医療機関を受診した場合】

- ① 医師に「発症日」及び「登園可能予定日」を確認する。
- ② 速やかに園に報告する。
- ③ 医師に確認した「発症日」を新型コロナウイルス感染症における療養報告書（以下、療養報告書という）に、記入する。
- ④ 療養中は検温及び健康観察を行い、「症状軽快日」を療養報告書に記入する。
- ⑤ 登園のめやすを満たしたら、「登園再開日」を療養報告書に記入し、登園時に園へ提出する。

【自己検査を行い自宅療養する場合】

※市販の抗原検査キットを使用する場合は、必ず国が承認した「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」の表示があるものを使用すること。

- ① 陽性が判明したら、速やかに園に報告する。
- ② 「発症日」（無症状の場合は「検体採取日」）を療養報告書に記入する。
- ③ 療養中は検温及び健康観察を行い、「症状軽快日」を療養報告書に記入する。
- ④ 登園のめやすを満たしたら、「登園再開日」を療養報告書記入し、登園時に園へ提出する。

登園のめやす

○ **新型コロナウイルス感染症 「発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過していること」**

| | 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 |
|-----|-------------------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
| 例 1 | 発症日/ 検体採 取日 | | 症状軽快 | | | | 登園 | |
| 例 2 | | | | | 症状軽快 | | 登園 | |
| 例 3 | | | | | | | 症状軽快 | |

【留意事項】

- ・発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目とする。
- ・発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。
- ・症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。
- ・登園再開には、「発症した後5日」かつ、「症状軽快した後1日」の両方を満たす必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の登園のめやすを満たすこと。

<インフルエンザの登園のめやす>

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで。